

令和5年白川町議会第1回定例会会議録（第3日）

1. 応招年月日 令和5年3月13日（月）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 一般質問

日程第3

議第1号 令和5年度白川町一般会計予算

議第2号 令和5年度白川町国民健康保険特別会計予算

議第3号 令和5年度白川町簡易水道特別会計予算

議第4号 令和5年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算

議第6号 令和5年度白川町介護保険特別会計予算

議第7号 令和5年度白川町後期高齢者医療特別会計予算

3. 出席議員 1番 渡邊昌俊君、 2番 杉山哉史君、 3番 伊佐治優君、
4番 三戸勝徳君、 5番 田口守也君、 6番 佐伯好典君、
7番 梅田みつよ君、 8番 今井昌平君、 9番 藤井宏之君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	佐伯正貴君、	副町長	安江章君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	藤井充宏君、
企画課長	長尾弘巳君、	町民課長	今瀬恵美君、
保健福祉課長	三宅正仁君、	農林課長	藤井寿弘君、
建設環境課長	三ツ石克明君、	教育課長	大岩裕樹君、
会計管理者	今井健吾君、	地域包括支援センター長	三尾三和子君

6. 職務のために出席した者

事務局長	安江宏行君、	書記	田口直子君、
書記	今井寧菜君		

7. 会議の経過

（議長 9番 藤井宏之君）

議長

皆さん、おはようございます。本日は令和5年第1回の定例会、3日目となりました。

皆さんご存知のように、この3月13日からコロナ対策のマスク着用は個人の判断に委ねられ

るというふうになってきました。また、5月にはこのコロナが今まで分類が2類であったということですが、それが2類から5類になるということで、今年コロナが始まってから4年目を迎えるわけですが、ようやく少しずつ先が見えてきたのかなというふうに思っておりますが、コロナ自体はなくなるわけではございませんので、引き続き感染対策には十分気をつけていただきたいと思っております。

また一昨日11日は、東北の震災から12年目という1つの大きな節目を迎えました。2万人以上の死亡または行方不明者があるということですし、昨年は行方不明者が1人も見つからなかったということもニュースで知りました。まだ見つかってない方々に対して本当に、何ていうんですかね、お悔みを申し上げたいと思っております。そして、また最近、これは常日頃ですが、東南海地震が本当にいつ起きてもおかしくないというふうに言われている今日であります。どうか本当にこうした教訓を、忘れることはできないと思っておりますが、本当に自分の命は自分で守るということを強く心がけていただいて、まずは自分が助からないと、人を助けることもできませんので、どうか自分の命はまず自分で守っていただきたいと思っております。

本定例会の冒頭にあたり、簡単ですがあいさつをさせていただきます。ありがとうございました。

議 長

ただちに、白川町議会第1回定例会3日目を開会致します。

なお、本日の会議中、CCNetの中継を許可しておりますので、ご承知おきください。

議 長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、会議は成立しました。

議 長

ただいまから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

議 長

日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

議 長

会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により議長において、1番 渡邊昌俊君、2番 杉山哉史君を指名します。

◇日程第2 一般質問

議 長

日程第2「一般質問」を行います。

今回の定例会には6名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、一般質問については、申し合わせにより、大項目ごとにまとめて質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式の質問回数は、一つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制

限はなく制限時間は質問のみで30分とし、執行部には反問権を認めております。

また、再質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はないようにお願いします。簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

議長

8番 今井昌平君。

(8番 今井昌平君)

8番

質問の機会をいただきましたので、久しぶりの質問で大変緊張をしております。

まずは、新型コロナでございますが、少し落ち着いてきたと思っておりますが、このまま沈静化してインフルエンザ並みというようなことになればと、願っておるところでございます。今日からマスクも、解禁されたというか、緩和されたということで、このまま収まっていけばと喜んでいるところでございますけど、まだまだ油断もできませんので、しっかりと対処していきたいと、このように思っております。

また連日マスコミで報道されているトルコとシリアの大地震で多くの人たちが被災されたことを、まずを持ってお見舞いを申し上げたいと思っております。また、私達も防災については、そのことを教訓として、万全を期さなければならぬと再確認をいたしました。それと同時に、ウクライナとロシアの紛争があります。これもできるだけ何とか早期に終結することを望んでいるところでございます。いろいろ言いますけれども、国では令和5年度の予算が、衆議院を通過しましたので、まだ参議院で審議しておりますけれども、一応これは制度上ですから成立をしているところでございます。いろいろと少子化とか、マイナンバーとか、またいろんな問題がありますし、防衛費の増大というようなことも問題となっております。町としては、地方交付税に影響がするかとということが一番注目でございますので、その辺はいろいろ見ながら注視をしたいと、そのようなこと思っております。

それでは、私はこれからの老人福祉という表題でまず、最初の質問をさせていただきます。団塊の世代が全員75歳になる2025年目前でもあり、福祉に携わる関係者行政の皆さんの懸命なご努力に敬意を表します。私は、古い話でございますが、平成21年12月、23年3月の定例会で高齢者の福祉について質問しました。今私が高齢者の立場でございますので、老人の福祉について質問をします。私の質問時のお答えでは、老人ホーム、サンシャイン美濃白川定員66名、ショートステイ30名、特養については常に満床です。民間グループホーム1施設9床、社会法人グループホーム9床、民間建設中、これは健遊館と思いましたが、高齢者専用住宅11床、グループハウス18床あり、町の人口規模から算出された施設数は極端に少なくはないです。これからも新たに施設が開所することにより施設は充実することになります。その反面、介護保険料が高くなり、介護サービスの提供と保険料とのバランスを考えていく必要が生じてきます。また、訪問介護、在宅介護サービスの財政は厳しい状況であります。介護事業に基づき幅広く行

き届いたサービスができています。今後は住民のニーズを踏まえ、サービスの量と質の確保を進めていく必要があります。介護が必要となっても介護保険の基本理念はできるだけ住み慣れた地域や自宅で生活していくことでもあります。また、高齢者世帯や独居老人を支えるのは、子ども、兄弟など家族や親戚の場合が多いと思いますが、それと遠くの親戚よりも近くの他人と言われるように地域の支え合いの意識を図っていかなければならないとお答えをいただいております。そこで質問してから現在、相当年数が経過していますが、現在の福祉施設等の現状と実態、次の点についてお伺いします。家族、親戚の関係が希薄になった現在、住民助け合いの具体的な取り組み、例えばゴミ出しとか安否確認等でございます。もう1つは配食サービスの現状でございます。全町対象でできているか、補助金の実態をおきかせください。それから、見守りシステムの現状でございますけれども、これ今井町長の時だったと思いますが、見守りシステムは大変新しく、パソコンか何かでいれられて、できたわけでございます。相当な金額、予算を通したわけでございますが何か聞くところによると、あまりうまくいかなかったということで、これも台数がまだ残っているとか、ちょっとこれは無駄じゃなかったのかと今になって私は思っておりますけれども、この辺のところをちょっとお聞かせいただきたい。それから、訪問介護在宅介護サービスの今後の取り組みと通告しておりますけれども、私が説明した時に、あれは新潟県の長岡がどこの市の質問をいたしましたけれども、本当は、住宅、介護住宅看護ということで、医師が回ると、誰もが家で看取られるのが一番いいわけでございますが、大変それは難しいことだと思いますけれども、何かそういうことに近づけないかという質問を私は以前したわけでございますけれども、もう一度いろいろお考えがあればお聞きしたいということでございますので、まずこの点についてお答えを願いたいと思いますよろしくお願ひします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。地域包括支援センター長。

(地域包括支援センター長 三尾三和子君)

地域包括支援センター長

それでは8番今井議員の第一項目これからの老人福祉についてのご質問にお答えします。

まず、現在の施設関係の現状ですが、議員、質問当時と比較をしまして、社会福祉法人の特別養護老人ホームは合わせて定員105床、ショートステイ20床、グループホーム18床と変化してきています。新たに民間の住宅型有料老人ホーム26室も開所になっています。また、医療法人の運営する高齢者住宅が合わせて50室程度あり、この10年の間に大きな変化がみられています。さて、1点目についてですが、家族、親族の関係が希薄になった現在の住民の助け合いの具体的な取り組みについては、明確な組織等があるわけではありませんが、隣近所の昔からのつながりによるおすそわけ、声掛けなどにより見守りがされている地域も多くあります。組織的なものとしては民生委員や福祉委員といった役のある方々による見守りがあります。ゴミ出しについては、建設環境の要綱に従って独居老人については自宅での回収にも取り組んでいるところです。議員からの平成23年のご質問の中で回答させていただきました地域

包括ケアシステムの推進により、高齢者を含む地域住民の互助の強化が大切となってきておりますが、高齢化、人口減少に加え、コロナ禍もあり現在は思うように進んでいない状況にあります。令和元年からは、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域の困りごと調査と支援できる事業体の洗い出しなどの取り組みを進めていただいています。今後は日常生活圏域の住民主体の協議体活動により互助の助け合い活動が行われるよう、生活支援コーディネーターと共に取り組んでいきたいと考えています。

2点目の配食サービスについては、サンシャイン福祉振興会へ委託して行っていますが、本町は広いため、黒川地区、佐見地区は地元業者へ再委託して実施しており、そのため全町を網羅しています。最近の利用状況は、月平均で60世帯、70人、1,220食となっております。毎日利用しておられる方も35人程度あります。年間では、食数は14,000食程度となっております。対象者の増減による若干の変動はありますが、ここ数年大きな変動はなく、サンシャイン福祉振興会への委託料も580万円程度でほぼ横ばいの状態が続いています。

目見守りシステムについては、平成24年度に独居老人を対象にタブレット形式で安否確認ができる見守り安心システムを導入し、多い時には65人の利用がありました。しかし、時代の流れと共にシステム等も大きく変わり、機器の不具合もありシステムの更新にはサーバーの更新、システムの再開発、機器の導入などに多額の費用が必要となることが考えられ、令和元年度に廃止をしております。従来から社会福祉協議会で取り組んでいただいているあんしん電話は継続しており、現在も31人が利用しています。また、近年の傾向として、民間事業者が様々な見守り事業を始めており、電気の使用量や人感センサーなどによる家族の見守りをサポートするものから警備会社で監視し状況により自宅に駆けつけるようなものなど、充実が図られていることから今後は民間事業の活用を検討するとともに、CCネットを活用した見守りについても検討していきたいと考えています。また、人による見守りとして、郵便局や自動車整備振興協議会などによりポストの郵便物が溜まっていないか、事故発生時の対応に認知等の徴候がみられないかなどを確認いただき、異常があれば報告をいただくような提携も結んでいますし、民生委員による見守り、見守りネットワーク会議の関係者の方々による見守りについても引き続きお願いしているところです。地域包括支援センターにおいても心配のある高齢者への訪問を増やすなど、高齢者が安心して生活できるよう努めていきます。

4点目の訪問介護、在宅介護サービスの今後の取り組みについては、近年、施設入所者が増える一方で、訪問介護、通所介護の利用者は減少傾向にあります。一方、訪問看護は、平成29年8月に訪問看護ステーションが開所になり、月に1回は医師も同行して訪問するなど、利用者は少しずつ増えている状況にあります。町内の特別擁護老人ホームの待機者は100人程度でコンスタントにあるものの、一昔前に比べると待機期間が短くなってきているようです。近年は、介護サービス事業所や医療機関で働く介護専門職や看護職が集まらない、若い職員の離職など人材不足の解消が課題となっています。また、在宅介護の利用者の減少で給付費も減る傾向にありますが、それ以上に職員の確保も難しくなっており、これらの課題解決とともに

に、持続可能なサービス提供が維持できるよう、事業所の取組等を支援していきたいと考えているところです。以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。8番

(8番 今井昌平君)

8 番

今お聞きしました見守りシステムですが、いろんな今新しいのが順番に出ています。あまりこれが新しいと思って飛びつくということは、やはり費用もかかりますし、慎重にここにあったもの、老人ですのでなかなか今言ったようにタブレットとかパソコンやいろいろ押すだけというようなことでも、なかなかできなかつたりということで、本当に機能がいいシステムを入れても駄目だということもありますので、慎重に対処されながら見守りシステムの方はやっていただいた方がいいんじゃないかと思っておりますし、配食サービスも今お聞きしましたけれども、やっぱり全町対象でということで、3食全部頼んでということが本当は理想というか、そういうのがいいと思いますけれども、難しいと思いますが、できるだけこれも独居になりますと食べるということが苦痛にもなりますので、いろいろとみんなで考えてやっていかなければならないと感じました。それとお医者さんが回ってこられるという、前も質問しましたような趣旨のもの、月に1回とのことですが、なるべく、人材も不足ですし、お医者さんの数もということで大変難しいと思いますけれども、家へ見回りに来ていただくというような施設は、ぜひ増やすとか継続していただくありがたいなと思っております。今、介護が必要となったときに施設は大変増えておりますが、なった場合には申し込めば明日から、明後日からと、どこにでも入れるという状態かどうかということをちょっと確認をお願いしたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。地域包括支援センター長。

(地域包括支援センター長 三尾三和子君)

地域包括支援センター長

はい、ありがとうございます。

まず見守りシステムにつきましては民間業者が大変いろんなメニューを出しております。基本的には、ご家族のある方につきましては、そのご家族の方がその家に一番合った方法を考えて、お父さんお母さんが使いやすいやり方を選んで身内の方でつけていただくという方向性で考えていけばというふうに思っております。

配食につきましては、現在佐見地区で、お昼と夜と1日2食を、月曜日から日曜日まで毎日ということが地元の業者の協力でできております。これについてはサンシャイン振興会だけでは無理なことです。地元の協力でまた新たな道が開けるかもしれないということは思っております。

あと、ドクターの訪問なんですけれどもこちらについては月1回というのは介護保険の中のシス

テムにありまして、決まりということで月に1回ということになりますが、中にも往診という形で、ちょっと具合が悪いときには来ていただける施設医療機関を利用している方もみえます。それは例えば町内のお医者さんだけではなく、町外のお医者さんに往診を頼んでいらっしゃるというところも、数件ですけれどもあるような現状です。これについてはやはり医師の確保という大きな課題がありますので、今後の方向性をまた見極めていく必要があるかと思えます。

最後の入所の施設の件なんですけれども、今の医療法人が開設しております病院の近くの施設なんですけれども、こちらの方はその時の状況にもよりますけれども、若干余裕はあるということは先週の段階で聞いております。その他の有料老人ホームになりますと、介護度が合った方は今のところ空きはありますが、そこはあのちょっと料金もお高くなっておりますので、ご本人やご家族の状況次第かと思えます。現在わかっているところは、その辺りです。

議 長

答弁が終わりました。再々質問ありますか。8番。

(8番 今井昌平君)

8 番

ありがとうございました。

できるだけみんなで努力して、私も明日入らないかんかもしれませんので、心配しているところですので、よろしくお願ひしたいと思えます。ちょっとこれ通告をしておりません。すいませんができたならお聞きしたいと思えます。例の社会福祉協議会の県からの指導があったといわれます。1億円弱の金額でしたか、積立金の処理についていろいろ検討されたということ聞いておりますが、まだ決定はしていないようでございますが、できたらこれも答弁していただきたいのと、さっきも言われましたように関連でございまして、入所料がいつもかも方々で聞きますけれども、国民年金程度で入れる高齢者住宅、高齢者専用住宅といえますかね、健遊館のようなところを建設する考えはないのかということちょっとここ、聞きたいと私は思っております。ここ数年で、高齢者の人数はピークとなって、その後減少していく見通しであることは承知しておりますが、独居老人等、老人がなくなるということはありませんので、安心して人生の最後を迎えられる施設が必要だと思えますが、お考えを、通告していないので駄目だということがありますけれども、課長さんか誰かでお答えいただければ。

議 長

すみません、これは通告外の事ですね。

8 番

半分ぐらい、そうです。

議 長

通告になれば、答えることもできませんので、それ以外のところで、最初の項目のことについて質問していただければと思えます。

8 番

それに関連して、そういう専用住宅ができんのかなと関連で結びつけて言ったわけでございます。

議 長

ちょっと聞きます。答弁できますか。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

社会福祉協議会の充実化計画の残高のお金の話ですけども、そこについては、社会福祉協議会で一応考えていただくということになりますので、うちからこういうふうにするということはなかなかお答えしにくいですけども、ただ、町としてもいろんな福祉政策を考えていく上で、社会福祉協議会にももう少しできることはありませんか、というようなことでいろいろご提案を差し上げているところです。その中でもし、社会福祉協議会でいろいろやっていただけるといふことであれば、そういった地域福祉のことについていろいろと使っていただけるとありがたいかなというふうには思っています。

あと、高齢者住宅の方ですけども、今言いましたように、社会福祉協議会の方で低家賃の高齢者住宅について検討を行ってきたところですけども、計画をした当時は、結構入所する予定の方があるということでしたけども、最近の調査では、なかなかそういった方も少なくなってきており、前の話の中でありましたけども、施設入所の方が多くなってきて、そういったところを利用する方は比較的少ないというようなそんなふうな状況がありますので、社会福祉協議会のスタンスとしましても、そちらの方については計画を中止したということで、町としてもそこに関しては何も計画がないというのが現状ということになります。簡単ですが答弁にさせていただきます。

議 長

それでは、次の質問をお願いします。

再質問ですか。できれば次の質問に移っていただきたいが

8 番

質問では無い、一言付け加えたいだけです。

議 長

今井議員、通告外ですので2番の質問に移ってください。3回の質問を終え発言が出来ないので、次へお願いします。

8 番

質問ではない、次にいくが、どちらにせよ、一生懸命に議会、行政、町民みんなで取り組み安心して暮らせる温かい町を存続していくことを切望して、この質問を終わり、次の質問項目に移ります。

第2項目は、町の賃借地の現状についてということで、お伺いしたいと思う。これも、平成22年第4回定例会でお尋ねしましたが、相当年数が経過しています。現在の借地の件数、面積、支払っている借地料と町有地の貸付、賃貸料について、どのようになっているのか、また土地賃借

契約書によると、概ね3年間で付近の土地価格変動価格、諸物価の動向、税金の増減等を考慮して借地料の見直しを行うと、お答えをいただいております。約60箇所ある借地に対して、どのような見直しが行われているのか町の施設して借りている土地については、期間が40年と長くその間、貸主の方にもいろいろな事情が発生し土地の売却や返納などの希望が出てくると思われるのですが、おりしも庁舎の新築移転、学校の統合などで土地の移動が多く発生する現状で、人口が少なくなりますが町の将来を考えた時、少しでも歳出を減らすためにも借地については粘り強く売却を要求し移転等で必要なくなった町有地にある建物、土地を減らすか有効活用することが大切ですが、現状と今後の対応をお尋ねします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

ご質問いただいた町の賃借地の現状についてお答えします。まず初めに、町が借り受けている土地の現状ですが、町の借地は全部で64件あり、うち有償の借地が47件、面積は約11万2,000平米で、借地料の年間支払額は約2,024万円となっています。ただし、借地のうちピアチェーレの用地は事業者への又貸しによる借地料収入がありますので、これを除くと面積は約10万8,000平米で、借地料の支払いは約1,813万円となります。この他に、無償の借地が17件で、面積にして約1万7,000平米あります。また、議員が前回平成22年に質問されてからこれまでの間には、借地契約の解約が2件、借地料無償化が1件、町営住宅用地購入が1件あり、当時と比較すると借地料の支払総額は約210万円の減となっています。次に、町が貸し付けている土地の現状ですが、町有地の貸付は全部で51件、面積は約5,900平米、電柱等の敷地料も含め約780万円の収入となっています。議員が前回質問された平成22年以降では、新規の貸付が21件、契約の終了が1件、変更2件、売却1件等の動きがあり、貸付による収入額は当時より約115万円の増となっています。以上が現状の説明となります。最後に、賃借地について今後の対応ですが、今のところこれまでの対応を大きく変える考えはございませんが、借り受け地の地権者から売却したい、又は貸付先の土地利用者から購入したい旨のお話があれば検討してまいります。今後も賃借地に係る経費の削減には努めてまいります。議員もご承知のように、現在は遊休地や廃校舎といった普通財産の利活用が大きな検討課題となっています。今後はこちらの対応が急がれる状況となっていることを申し添えまして以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。8番

(8番 今井昌平君)

8 番

わかりました。色彩の湯の所の温泉の施設でございますが、まだそのままということだと思ひ

ます。あれは町有地だということをお聞きしておりますけれども、これは無駄という問題ですけど、なかなか難しいかと思っておりますけれども、あれを何とか解消するとか利用するとかいうようなことはできるか、できんのか、検討されておるのか、ちょっとそのこともお聞きしておきたいと思っております。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

旧スパランドの島の用地のことだと思います。あちらについては町有地もありますし、事業を行うために借り受けていた土地もございました。借り受けていた土地の返却した所もありますし、引き続き契約額を下げまして、一部借りている部分も中にはございます。町有地の今後の利活用ということだと思いますけれども、平成26年ぐらいには、利活用ということでプロポーザル等も行いまして今後の検討をしたわけでございますが、なかなか町の負担を伴わない形での事業展開ということが当時見込めなかったということで、プロポーザルの結果を受けての事業は、行えなかったという状況になっております。平場としては、一番町内では大きな有効活用ができる土地だと思いますので、今後も引き続き利活用については検討してまいりたいと思っております。

議 長

答弁が終わりました。再々質問ありますか。8番

8 番

ありがとうございました。そういうことでございますので、できるだけ大変難しいと思っておりますけれども、特に大きなあの色彩の所、広い面積でございますのでみんなで再利用するのか何かに活用するとか、売却するとかいろんな方法があると思っておりますけれども、何とかして早期に取り組んでいただければ、良いかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。それでは、次に3項目の質問ということで、お願ひします。

太陽光発電設備の助成金について、自ら居住する町内の住宅、自然エネルギーを利用した出力10kw未満の発電設備に1kwあたり2万5,000円、当時は3万円ということでございましたが、減額になったようです。上限は10万円で助成をする要綱が制定されてはいますが、東京都で新築住宅について太陽光パネルの設備を義務付ける条例を検討しているとの新聞報道を見ました。義務付けといっても、業者がやるのか何かいろんな難しいことがあると思っておりますが、現状と、これをどう活かしていくかどうかの内容等をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

企画課長

それでは、太陽光発電の助成金について質問をいただきましたので、お答えします。

最初に、東京都の新築住宅に係る省エネ推進施策について、わかる範囲でございますが概要をお話いたします。東京都は日本最大のエネルギー大消費地の責務として、昨年12月に令和12年までに都内の温室効果ガスを50%削減するカーボンハーフの実現に向け、新築住宅等への太陽光発電設備の設置を義務付けるとした条例改正をしております。大手ハウスメーカーが供給する建売等の新築住宅を対象としており、既存の住宅は対象外になります。令和5年4月から制度施行となっており、これは今後、都の住宅の7割が新築される見込みがあることから、カーボンハーフ達成の実用性が高いとして進めるものと考えます。本町の省エネ、再エネ等の新エネルギーの推進に係る補助金は、平成23年から、水源の里エネルギー活用推進補助金として、家庭用の太陽光や水力、風力等の発電設備を設置する方に、1kw当たり2万5,000円、最大10万円の補助金を交付する内容となっております。現在は、家庭用燃料蓄電池や電気自動車の充電・給電設備も対象にしており、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の対象となる太陽光発電設備や家庭用リチウムイオン蓄電池もメニューに加え、新エネルギーを活用することで地球温暖化防止対策を推進するものとして個人住宅へ助成をしております。財源としては水源の里エネルギー推進基金を活用しております。実績については、太陽光発電の売電単価が高かった平成23年は21件、平成24年は29件と多くの助成を行って行っておりましたが、令和3年は8件、今年度は現在までに2件と少なくなっており、近年は家庭用リチウムイオン蓄電池の導入が多くなっている状況です。太陽光発電設備の義務化には、脱炭素社会を具体的早急に進める上で有効な手段であるとの背景がありますが、家庭で消費する電力を自宅で創ることで得られる様々なメリットもあると考えます。停電などの災害に対しても発電設備があることで生活への影響も少なくなります。また、電気料金の高騰も懸念される中、自家発電と売電により電力会社への支払いを減らすことができ経済的負担も軽減されます。現在の水源の里エネルギー推進補助金の内容の見直しについては、具体的に行う予定はありませんが、国、県が行う支援の動向を注視して対応することといたします。この補助事業は、脱炭素社会を目指す上において有効な事業であります。バイオマス資源の活用やCO2吸収のための森林整備など、太陽光以外の自然エネルギーの活用普及についても、早急に取り組んで参りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(8番 今井昌平君)

8番

わかりました。だんだん少なくなっていくということで、他の蓄電池とかね、そういう方に移行していくような形だと思っておりますけれども、ぜひCO2ですか、削減ということで、いろんな方策で取り組んでいただければと思っております。ついでとってはおかしいですけども、大変物価高でございますが、特に電気料が高くなったと、水道は軽減して本当にありがたいんですけども、国でも何か政策がきつとあると思いますし、国会でも論議されておりましたけど、電

気料の削減に対する何か対策は行政の方でも考えておられるのかこれだけちょっとお聞きをして質問を終わりたいと思いますが、よろしく願います。

議 長

これは、答えられますか。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

企画課長

はい、燃料高騰につきましては、電気料も含めて現在ガソリン価格とかも高騰しています。ウクライナ情勢が背景にあるということで、石炭とかそういったガスの単価が上がっているのが現状になっております。町としての取り組みとしましては、今議員言われました通り、水道料金の基本料金につきましては昨年の10月から3月までということで、減免ということで、その取り組みをさせていただいておりますこれも国の事業を活用してということです。電気料の方もですね、今年の1月、からの電気についても国のそういった減免の対象事業に含まれるということで、中部電力についても、認可を受けて電気料の方に反映されるということを知っております。1月分から9月分というお話を聞いておりますので、それにつきましても多少減免があるかなという対策になると思います。いずれにしても町としては、先ほど言いました新エネルギーの移行とか活用とかそういったところをもう少しPRをして、省エネに取り組んでいただくということを進めてまいりたいと思います。以上でございます。

議 長

8番 今井昌平君の質問を終わります。

次に、7番 梅田みつよ君。

(7番 梅田みつよ君)

7 番

一昨日は東日本大震災により、12年が経ちました。被災されました方々へ心より哀悼の意を申し上げます。

それでは議長より発言を許されましたので、質問に入らせていただきます。よろしく願います。まず第1項目としてCCネット光10ギガサービスの導入について質問をいたします。令和5年度第1回定例会開会にて、町長提案説明で白川町は現在全域に光ファイバー網が届けられる環境にあり、近隣に先駆けてCCネットの光10ギガサービスを開始予定であるという説明がありました。本町は、ほぼ全世帯にCCネットによりテレビやネットの品質が保たれています。本町は条件指定もあるかと思いますが、近隣含め1ギガプランと25メガのライトプランなどが選択できます。調べたところ、10ギガ提供エリアは現在、名古屋市緑区、豊明市、日進市、東郷町となっています。本町は過去、元今井町長の時代に通信網を整備された記憶です。さらに、それを近隣に先駆けて導入していく予定について私もこの町に10ギガの超高速インターネットが提供されることは、この町の通信の未来を左右するものだとし3つの点について質問します。

1つ目でございます。開始を決める決め手となった点についてうかがいます。

議 長

質問がおわりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

企画課長

はい、それでは、7番梅田議員の質問にお答えします。

本町のケーブルテレビの導入については、平成22年に、アナログ放送を終了し地上デジタル放送へ完全移行することを受け、東海地域の大手ケーブルテレビ放送局の中部ケーブルネットワーク株式会社、現在はCCNet株式会社に社名変更されておりますが、この光ケーブルを導入することを選択したことが始まりです。現在は、町内全ての家庭で地上デジタルテレビ放送の視聴が可能であり、多くの世帯でインターネットを利用した情報の収集や買い物など、日常生活になくてはならないインフラとなっています。CCネット株式会社が、今回、本町でインターネット10ギガコースのサービスを、近隣市町村に先駆けて行うとしたのは、町域全体に光ケーブルの配信環境が既にあり、設備投資もしやすい環境であったことと思われます。また、現在町はICT技術を活用したデジタルトランスフォーメーション、DX推進により、町民のよりよい生活と持続可能なまちを目指して、CCネット株式会社とケーブルテレビの新たな活用方法について検討を進めていることも要因であると考えております。CCネットでは、少し先になりますが、来年の夏頃を目途に、1ギガのネットサービスに加え、10ギガコースの提供について準備を進めているとのことです。以上でございます。

議 長

答弁を終わります。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ君)

7 番

ありません。次へいきたいと思ひます。

では、それについて2つ目の質問をさせていただきます。町民、あるいは事業所や本町全体において、もし課題があるとしたらどのようなことでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

企画課長

はい、現在の課題ということでお話をさせていただきます。現在の本町CCネット株式会社が提供するインターネットサービスは一般家庭では25メガバイト、200メガバイトといったコースの選択がありますが本町と同じくCCネットのエリアであります美濃加茂市、川辺町、八百津町においては、本町サービスにない1ギガバイトコースの提供があります。本町の小・中学校では、ギガスクール構想によりタブレット端末利用の1ギガ化がされておりますが、一般家庭や事業所、店舗などでは、1ギガサービスはないという状況です。課題としては、一般家庭のイン

ターネット利用においては、現在のコースで十分に利用可能な容量ではありますが、ネットを使って仕事をする方、企業においては少し不十分であるかなというのを考えております。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ)

7 番

ありません。3つ目の質問に参ります。それを踏まえて、本町の中でこれから活かされる議ごと、期待されることについて伺います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

企画課長

はい、期待されることでございます。インターネット10ギガコースの提供は、情報の容量が格段にアップされることから、大容量でスピードが必要なネット環境を求める企業にとって大変魅力的であると思います。働き方改革の中で、都市部を離れて自然環境の中で仕事と生活を送りたいとするような、企業や個人の方も増えておりますので、ネット環境の良さを積極的にPRして、サテライトオフィスや企業誘致に繋げてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ)

7 番

では1つ再質問をさせていただきます。

今期待されること活かされることについて、都市部を離れて、あるいはサテライトオフィス等の期待が持たれるということです。最初の1つ目の時に来年夏ごろに向けて行うということでしたが、それについてどのようなPRを戦略として考えているかという点について、もし、決まっていることがあればお答えいただきますようお願いいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

企画課長

はい、来年の夏に向けての10ギガコースの設定ということで、現在準備していただけるということです。正式に今回こういった答弁をさせていただくということで、町民の方にも知っていただけたということになります。加えて、町外の企業についても、こういったPRを準備していきたいというふうに思っております。PRの仕方としましては、移住とか、そういったところの

窓口でありますサポートセンター等も協力し行っていきたい。また、広報等を通じて啓発していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ)

7 番

再質問はございません。非常に期待される事業だというふうに思っておりますのでぜひともPRの方よろしく願いをいたします。続きまして、第2項目の質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス5類引き下げの段階的な対応について質問をいたします。令和5年、本日3月13日にマスクの解禁、そして5月上旬頃を目途に予定されている5類引き下げについて、これ、やっとなという思いの方が多いのではないのでしょうか。しかし、その中でそれでも感染対策は止められない立場に置かれている方々もあります。5類への引き下げに対する受け入れは、人それぞれ立場によって拮抗するものと思います。通常の世界生活に戻るためには、脱マスクとある程度の開放感を持たなければならないということは事実ですが、それによって引き起こる、まだまだ油断できない業界、いわゆるエッセンシャルワーカーの存在があります。エッセンシャルワーカーとは、社会のインフラに必要不可欠な労働者を意味します。医師、看護師、救急救命士、薬剤師、介護職員、ソーシャルワーカーなどが代表として挙げられます。これに加えて、保育士、学校教員なども挙げられるかと思えます。私も現場におりますので、事業所で週2回の抗原検査を継続して行っております。定時の換気や消毒、衛生活動を入念に行ってきた結果、感染を大幅に予防することができました。それは、必要以上に緊張感のある対応でした。そういった経緯から、これまで関係者各位が目に見えない努力を行った結果、感染が抑えられてきたのにも関わらず、2ヶ月後に5類に引き下げと合わせて急な解放となれば、極端な表現をすればその努力を否定されるような気がいたします。消毒やマスク、それに類するものにも費用がかかりました。現在使用している抗原検査は、県から支給されているものですが、高額なものと聞いています。ということで、急に打ち切りになると困る、どうなるのという声が現場で上がっております。ここで話を前向きにするとします。先ほど話した、指定の抗原検査について、例えば検査回数が週単位から月単位になる。例えば回数を減らす。症状のあったときに実施する。というようなことは想定できるように思います。しかし、もしそれが各自の判断で、各自が準備するということになれば、これも極端な話ではございますが、離職を促すきっかけになりうる案件であると思えます。なぜなら、常日頃、緊張感と感染のリスクのダブルの苦労に加えて、その話題にあるように、労働者は社会の中で平均賃金が低いとされていることです。つまり、その対策負担を個人に強いることは目に見えないのですが、心理的に、労働者の意欲低下を招いていくということに繋がるからです。これは長い現場経験と感染対策の最前線を経験してきた私の経験に基づいた知見です。さらにそれがどこに波及するかといいますと、これは急にはきません。じわりじわりとその先にある住民の健康福祉に大きく影響するものなのです。前置きが長くなりましたが、質問させてい

たきます。これは本町だけの課題ではないと思っております。県や国全体の課題です。少なくとも、事業者や労働者は最前線で直接的対象者に接するため、段階的な措置、対応策の見通しを立てるべきと考えます。その見通しや検討を進められているのでしょうか。

議 長

ここで、10分間休憩をしますのでよろしくお願いいたします。12分から再開します。

(午前11時01分)

議 長

再開します。

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(午前11時12分)

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

それでは、梅田議員の新型コロナウイルス5類引き下げの段階的な対応についてのご質問にお答えします。新型コロナウイルス5類引き下げの段階的な対応については、令和5年1月27日の国の新型コロナウイルス感染対策本部決定に基づき、患者等への対応、医療供給体制、サーベイランス、基本的な感染対策、ワクチン、水際措置について見直しがなされることとなり、患者等への対応、医療供給体制について、医療供給体制については高齢者施設等への検査・医療支援なども含まれていますが、この2点については3月中に具体的な方針が示されることとなっています。その他についても、今後、具体的な内容が示されてくるものと思います。このような中、質問の介護施設対策については、正式な通達等の前にはなりますが、3月3日に新聞等でその内容について報道がなされたところです。この報道によりますと、病床のひっ迫、医師・看護師不足などにより、特別養護老人ホームなどの入所者が感染しても受け入れられない病院が相次いだことなどを受けて、陽性者の施設での療養、陽性者の退院後の受入れに対応した施設への補助金、高齢者施設の職員を対象とする計画的な検査費用の公費負担などが継続されることとなっています。また、医療費が高額とならないための補助金や高額なコロナ治療薬代の公費負担なども行われるようです。マスク着用については先ほどお話がありましたように、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間も考慮して、本日、3月13日からは、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府がマスク着用が効果的である場面を示して、一定の場合はマスクの着用を推奨することとなっています。高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用が推奨されています。

このように、現時点では、まだ5月8日以降の国の対策が今後示されてくる予定であり、段階的に見直しをしていく状況にあることから、町としても、これらの方針が示されれば、まずはこの方針に従って対応していきたいと考えています。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。7番

(7番 梅田みつよ)

7 番

はい、政府の対応策が示されたということで、それにまず準じてやっていくということは理解させていただきました。やはり、マスクにつきましても、今日からというふうになっているんですが、またしばらくの間はマスク批判というか、マスクハラスメントというようなことが起きるのではないかというふうに思っております。つけている、つけていない、そういったところで自分自分の判断でマスクを外そう、あるいはそういった個人の自己責任というところに行き着くのだらうと思いますけれども、保育所も各学校も各いろんな地域によって対応に時間差はありますが、割とそこそこの地域によって差があるというふうに感じております。国のお示しになった指導に基づいて行っていくということではございましたけれども、それにも本町における状況によって、そういったところには該当しないよというようなことがあった場合ですね、ある程度そういった要求に柔軟に対応していただけることは求めていけるかどうかについて、お願いをいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

あの基本的には先ほども申しましたように、国の政策等に従っていくのが本来の姿であるかなというふうには思っています。ただ、町内の事業所ですとかいろんなところでいろんな問題があって、相談をさせていただいた上で、本当に何か必要なことがあるということであれば、その時にはまた検討していくことも必要なのかなというふうには考えています。ただ現段階で何がというところはありませんので、そのような状況があれば、その時にまた検討させていただくような形にしたいと思います。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ)

7 番

はい、再質問はありません。終わります。

議 長

7番 梅田みつよ君の質問を終わります。

次に、4番 三戸勝徳君。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回私は、防犯活動を通じた地域コミュニティの強化について質問をさせていただきます。昨

今、関東地方を中心とした広域強盗事件に象徴されるように、安全安心な暮らしを脅かす卑劣な犯罪が後を絶ちません。旧来泥棒のイメージとしては、窃盗のみを目的として、住人が不在の時、あるいは夜間寝静まった時に犯行に及ぶというものでしたが最近是在宅であろうが、白昼であろうが、目的達成のためなら堂々と侵入し、傷害や殺人もいとわないといった極めて非道かつ残忍な手口による強盗傷害、強盗殺人といった事件が、マスコミ等により報道されています。先月末には福島県南相馬市の住宅でも同様の事件が発生しましたが、現場は都市部ではなく、山林や田畑が多いのどかな場所でした。田舎は比較的防犯意識が低いと言われていています。今後こうしたところに目をつけ、私達の住む白川町でも起こりうる可能性は否定できません。さらに多種に渡る様々な金属類の盗難や高齢者を狙ったオレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺なども後を絶ちません。そうした中、既に個人や事業所において、防犯カメラや防犯センサーの設置、セキュリティシステム等を導入されたり、迷惑電話防止機能付き電話機を設置されている方も見えますが、やはりこれからは地域社会が一体となって取り組むことが最も重要だと思います。そのためには、地域で防犯意識を共有し、具体的な行動により、地域コミュニティを強化することで、犯行を企てようとする者に対し、この町は防犯意識が高く犯行に至るのが困難だという印象を与えることが有効だと考えます。そこで、本町が取り組んでいる防犯対策の現状と、地域や組織に対する支援等について、3点ほど質問をさせていただきます。

初めに本町の防犯に対する取り組みと、今後、自治会等が防犯カメラの設置を行おうとした場合に対して補助金制度を導入する考えはあるでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

それでは、4番三戸議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、白川町が関わっている防犯に対する取り組みですが、まずソフト対策として、教育委員会が委嘱したスクールガードリーダーによる子どもたちや学校を守る活動、子どもたちの登下校時に駆け込める子ども110番の家制度、また三戸議員が長く携わっていただいた青少年健全育成推進員による子どもたちが犯罪に手を染めてしまわないような豊かな人間性を育む活動といった、町民の皆さまの協力を得ながら実施している活動があります。これに加えて防災行政無線、すぐめーるや、CCネットの「安心安全チャンネル」による注意喚起、学校から保護者への連絡ツールである「すぐーる」を活用した不審者情報の提供といった情報発信も実施しております。

物理的な対策としましては、公共施設や、町村境、地区境への防犯カメラの設置や、令和4年度から新たにスタートした、自治会による防犯灯の設置、更新に対する支援を行っています。また、町の施策以外にも、地区防犯協会と加茂警察署が委嘱する地域安全指導員による防犯意識を向上させるための活動や、蘇原地区青少年健全推進協議会による子どもパトロール、黒川地区のゆず

りはさんのように、PTAのOBで組織され、地域の安全を守る自主的な活動もあります。

次に自治会等が設置する防犯カメラに対する補助金制度導入についての考え方ではありますが、現時点で導入する考えはもっておりません。これは、防犯カメラという性質上、いくつかの制約があるためです。設置個所の選定から始まり、地権者の設置同意、撮影範囲によっては映される側の同意、既存の電柱に取り付ける場合には電柱所有者の同意や、道路占用の許可が必要となるケースなど、準備行為が幅広く複雑なこと、また、設置したあとの管理やセキュリティポリシーの作成など、個人が自宅を撮影するために設置する場合とは異なり自治会役員さんの負担がかなり大きいものと予想されます。現に他の地方自治体が実施している自治組織に対する支援においても、機器の管理や映した映像をどう管理するのかといったセキュリティポリシーの制定が申請する条件となっております。こうしたことから、自治会で設置するというよりも、町が主体となり、自治協議会、自治会や警察と連携しながら、然るべきところに設置していくことが望ましいと考えております。以上答弁とします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、安心対策の1つ生活安全の1つということで、防犯灯の設置といいますか、整備補助事業というのがスタートしたということですが、それに基づいて新設が何件あったかということと、それに対して自治会の方で何か、いわゆる設置場所の選定から管理に至るまでというところでの問題点を何か聞いてみえればお答えください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

令和4年度から制度が始まりました、この自治会による防犯灯設置ですけれども、新規で設置がありましたのは、2自治会のみで、あとは既存の防犯灯をLED化するという、そういった申請がほとんどでした。それから申請新規の設置に当たりまして、何か問題はということですが、担当の方へは特別何か困りごとというようなことは入ってきておりませんで、特に聞いていないということが、お答えになります。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい防犯灯の新設については特に問題がなかったということで、それはそれで良かったと思いますが、一昨年12月の一般質問で、私防犯カメラの設置の検討をお願いしたということで、そ

れに対して11ヶ所を設置をしていただいたということで大変ありがたく思っております。今の防犯カメラの設置に対しては非常にご苦勞があったと、いわゆる交渉とか調整ということで大変だったということで、自治会等でそれをするのはなかなかハードルが高いということで、今後も、もしそういうものがあれば、町の方でという答弁だったと思いますけども、一つ私の近所で起きたことなんですけども、実際に車上狙いで被害に遭われた方もありましたし、買取業者を名乗って強引に宅内に入ってきたという事例もありましたし、不審車両を見たという話も聞いております。ただ、被害届を出されていないということで、公にはなっておりませんが、そうしたことを考えた時にはですね、今年度設置された11ヶ所とは別に、地域内の公道の使用箇所等にも設置することが必要ではないかなということも考えます。プライバシーの問題もあり簡単ではないと思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

テレビのニュースなどを見ておられますが、防犯カメラに犯人が映っていたとか、車両が映っていたといったようなことがありましてそれが犯人を検挙するきっかけに繋がったというようなお話もあります。都市部ではそういったようなことがよくあるわけなんですけれども、都市部には防犯カメラが、かなりたくさんいろんな箇所についているということで、そういったところに映ったおかげでということがあると思います。今回今年度、11ヶ所、地区境とか、町村境を中心に防犯カメラを設置させていただきました。今、公道にもっとつけた方が良いのではないかとご質問いただきましたが、都市部と違いましてカメラの台数もこれだけの広範囲につけようと思いますと、たくさんつけないと、なかなか同じような効果が難しいのかなというふうに考えておりますし、1台あたりの設置費用、維持管理費用というのも、そこそこかかるものでありまして、なかなか都市部のような効果を上げるだけの台数を設置するのは、難しいのかなというふうに考えております。ただそういった、つければ効果もあるとは思いますが、カメラの設置とそれから、それ以外の形での同じような効果を上げるものがないかということの研究してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、それでは次の質問に移ります。

地域住民が防犯意識の高揚と防犯に対する知識を身につけ、地域において自主防犯組織を結成することが理想ですが、そのための指導や活動の推進を促す人材として、防犯対策に知見を有する防犯アドバイザーを採用する考えはあるでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

防犯対策に知見を有する防犯アドバイザーの登用ということでございますけれども、議員からご提案のありました防犯アドバイザーと同様な制度として、岐阜県では安全・安心まちづくりアドバイザーの派遣を行っております。この岐阜県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業は、自治会、PTA、老人クラブ、学校や保育園などを派遣対象としまして、防犯設備、機器に対する相談から防犯対策の方法まで幅広い防犯対策についてアドバイスが受けられる制度となっています。イメージとしましては、今年度から開始しました白川町防災アドバイザー派遣制度を思い浮かべていただければと思います。また、先ほど述べさせていただいたのですが、自治協議会長が任期2年で務めておられる地域安全指導員の活動は、防犯協会や警察とともに、地域安全情報の住民への提供、伝達、地域安全に関する座談会、講習会の企画などを行うこととなっていますので、お互いの活動内容は、非常に近いものがあります。三戸議員がおっしゃるように、防犯アドバイザーを町が雇用するとなれば、無報酬に近い状況で活動している地域安全指導員の負担は大幅に軽減できますし、岐阜県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣と同様に、地域に出向くことで、地域ぐるみの防犯取組が一層推進するものと、私どもも考えます。温度差や地域特性を理解したうえで活動していくためにアドバイザーは白川町民であることが望ましいので、適任者がおみえになりましたら、前向きに検討を進めていきたいと考えております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、自治協議会長さんが、地域安全指導員に委嘱されているということで、またその業務が非常に多岐に渡っているということですが、町の6次総合計画の安全安心という部分でちょっと見ておりましたら、犯罪を未然に防ぐため、広報による注意喚起や地域安全指導員による活動、ここが今の地域安全指導員なんですけれども、そして消費者生活相談を行い地域による防犯の取り組みを強化し、より一層の支援を図ることが必要だというようなことで、こういうところにも地域安全指導員ということが出てきます。この地域安全指導員を自治会長さんが担っているということなんですけれども、これだけ多岐にわたる業務をこなしてみえるとすれば、本当にありがたい話なんですけど、実際こうした方の活動状況というものはどの程度把握されているのでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

先ほども申し上げましたけども、防犯協会とか、可茂警察署が主体となっていて行っているところの地域安全指導員でございまして、こちらの方で把握している内容としては、防犯協会が主催しております研修会への参加と、それから可茂署の協力を得まして、金融機関などへ出向きまして振り込み詐欺の防止の啓発運動とか、町内の夏祭りとかの会場へ出かけての安全啓発、事故防止の啓発といったものを行っているということではあります。ただ活動としては、年に1回程度というふうに聞いております。またこの、ここ2、3年についてはコロナということで十分な活動はできてないというふうに伺っております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、再質問はございません。ただですね、私も以前、役の関係で今はないと思うんですけども生活安全推進協議会の委員ということで名前が入っておりました。ただ、どういうことをやっているのか、あるいは会議もありませんでしたし、実際に活動したこともありませんでした。ただ充て職でそこに入っただけというような役でしたけども、どうしても充て職ですと、そういうことになってしまいますし、なかなか力が入らないということもあろうかと思えます。自治会長さんがそういう部分でしっかり、いや私はこの役を全うしてるよっていうことであれば、大変失礼なことを言っているわけですので申し訳ないんですが、そういうことを考えた時にはですね、やはり今雇用されてみえる防災アドバイザーのように、専属で地域の要望にフットワークよく動ける方がいると大変心強いと思えますので、ぜひ前向きにご検討されるように、よろしくお願いをいたします。

それでは最後の質問に入らせていただきます。防犯活動を通して、地域コミュニティを強化し、共助協働といった活動が活発に行われるためには、行政の後押しと支援が不可欠です。町長は、地域コミュニティの再生と強化を目指してみますが、以上のことを踏まえ総合的な考えをお聞かせください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

三戸議員さんの方からは地域コミュニティの強化というものを防犯活動の視点からということで質問いただきました。私の提案説明でも述べましたが、2019年に発生しました新型コロナウイルス感染症から3年間、様々な活動が停滞をいたしました。去る7日には中学校の卒業式が挙行されましたけれども、卒業された皆さんは、コロナ禍での3年間となってしましまして、かつての中学生活とは異なるものとなってご苦労をかけたことと思っております。また地域での祭

典や夏祭りなどの行事、それから自治会や協議会での集まりなどができなくなりまして、葬儀の形態までもが変わってしまいました。そのような非日常と言われた状況の中で、お互いに顔を合わせて話をする機会もないままに時が経過をしまして、非日常が日常化してしまった感さえございます。この3年間で地域コミュニティにも相当な影響を受けたことと思います。私が町長就任後の所信表明の中では、防災面において、地域で守る力の醸成、いわゆる共助の力を強くしたいと申しました。小さな単位での防災訓練や話し合いの場を作り、まずは意識を高めることから始めたいと考えておりましたが、それもコロナの影響もあり、人寄せが大変にくい中でありましたので、進捗はまだまだではございますが、来年度は進めていけるのではないかと考えております。以前から申し上げておりますけれども、行政だけでできることには限界がございます。特に広範な町域をもって人口減少が進む本町においては、地域力の向上が不可欠です。議員ご質問の通り、防犯面でもそうですし、防災、高齢者の見守り、子育て支援、環境問題や文化の伝承など、地域で繋がりながら対応の方が効果的なものはたくさんあると思います。広範な本町では地域特有の課題があると思います。過去には様々な事業を行政指導で行って来ました。しかしながら行政の行う事業には公平にという感覚がどうしてもあります。逆に捉えれば全ての地区で行ってほしいということになります。これは、必要を感じない地区にとっては、かえってありがた迷惑になりかねません。地域の課題が様々である以上、地域差があるのは当然のことと思いますし、それもまた、良しとすることは必要です。それには、地域の課題を地域で話し合い、その解決に向けて動き始めることが必要です。ただし、何かのきっかけが必要ですので、その部分を行政から仕掛け、課題に対する学びや対応策の検討に向けて一緒に進むことができればと思います。行政と住民の方々が一緒になって取り組むパートナーシップが無理なく長く続けられることだと感じております。こういった地域課題の解決に向けて重要なのが、核となる人の存在です。地域の他の活動においてもそうですが最近、役の多さをよく言われます。人が減ってきて、昔と同じだけのものをこなすのが大変になってきているのは事実です。行政からお願いしているものも多々ありますので、真に必要なものかを見極め、統合や廃止も考える必要があろうかと思えます。しかしながら、これからの地域課題に立ち向かうには、こういった核となる人が必要です。来年度は、地域運営組織育成事業として、まずは5地区でのワークショップを開催し、意識付けから始めたいと思えます。具体的な事案が見つかった段階で、その後の人的体制や資金面での検討ができればと考えます。これが先ほど申し上げました行政からのきっかけ作りの部分になります。地域コミュニティの強化は一朝一夕にできるとは思っておりませんが、急速に様変わりをしていく時代に合わせて、今後はDXを活用したコミュニティの構築というようなことも視野に入れる必要があるかもしれません。以上私からの答弁といたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

大変わかりやすく想いを伝えていただきまして、ありがとうございました。安心安全な町づくり、地域コミュニティの強化、そのためには様々な活動や取り組み、課題等がある中で今回は防犯活動を通して質問をさせていただきました。犯罪が凶悪し、また、巧妙な手口となっている今、本町でも起こりうるという想定のもと、課題を拾い出し、目標を設定し、政策の内容に沿った行動を行うためにも、例えば防犯行動計画、また防犯推進計画、防犯まちづくり計画、名前は何でもいいんですが、あるいは防災と抱き合わせた安全安心まちづくり計画といったものを、今後策定されると良いと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

先ほどの生活安全推進協議会というお話が質問の中にございましたけれども、町の方には生活安全条例というものがございます。こちらの条例が平成11年に制定をされておまして、実は制定当時、私が担当者でございましてその時にできたものですが、その時のその条例を作った経緯と申しますが、そもそも警察のそれまでの体制というのが、犯罪に対して、上から目線と申しますか、警察の方から主導的にやっていくというのが防犯の一番の要であるということとずっと進んでまいりました。ちょうどその頃いろんな凶悪事件がございまして、警察の方から、これは自分たちだけではなく、国民の方と一緒にやらなければ防犯は成り立たないということがその頃うたわれて、ちょうど警察それぞれのところに生活安全課というのができたり、国の方にも生活安全の関係する部署ができたりということで、生活安全ということが進められてきました。その中で日本中の自治体が、生活安全条例を作って進めてきたという経緯がございます。何分にもその時には、何をどうすればいいのかわからない状況で、とりあえず要請があつて条例を作って、生活安全推進協議会を作って、いろんなことを始めたわけですが、その頃の町内ではそんなに犯罪も多くはなく議題もなかったものですから、今生活安全推進協議会の活動は止まっておる状況でございます。ちょっとそのときの委員さんに三戸議員さんも入っておられたということになります。今までのこういった経緯の中で進めておりますけれども、今申し上げました計画についてですが、なかなかこの計画というのは、町の中でも様々な計画を作っております。どうしても国から来る必要不可欠な計画もありますし、町の方で活動するための指針とする計画もございますが、計画を作ることにかなりの注力、労力を注いでしましまして、計画を作るとそこからゴールのようなイメージを持ってしまうものですから、その計画を行った後にどうやって本当に運用してどうやって見直しをかけていくかということが非常に難しいところではありますけれども、今のところこの防犯についてのその計画というのは、外向きの計画なのか内向きの私達が行っていく計画なのかということもございますけれども、作る予定は今ございませんけれども、とりあえずのところ、今ご指摘ございましたように少し町の方でも、防犯に対する考えというのが薄れておるところがあるような気が今回の質問いたしましたので、そういった

中で防犯に対するものを少し具体的にいろいろお示しをしながら、予算も伴うものについては予算化もしながらそういったところで進めていこうかなと考えてはおります。よく言われるような計画というその文章にしたものについては、今は作る予定はございません。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

今の計画等に関しましては、ぜひ前向きにですね、少しずつで結構ですので、取り組んでいただければありがたいなと思います。

もう1点だけ関連して質問させていただきますが、先ほど来出ておりましたように本日からマスクの着用が個人の判断に委ねられる。また、大型連休後にはコロナ第5類に移行されるということなんですけども、コロナ禍により書面で済ませたり、オンラインで行ったりすることの良さがわかった反面、今まで当たり前に行っていた、対面でのやり方の必要性というものも改めて感じた方も多いと思います。今までできなかった行事やイベントがいよいよ開催できる状況になってきました。私の地元でも春祭りの余興や東座での地歌舞伎が復活しますし、夏祭り等も各地で行われるものと思います。ほとんどが3年間という空白があったわけですので、再開するためにはそれなりのパワー、エネルギーが必要となってきます。地域コミュニティを再生強化するためには、今までの支援はもとより、これからのコロナ後の地域活動に対する支援、新設される取り組みも含めてなんですけども、復活するものも含めて、今までの支援をもとよりなんですけども、これからそういうものに対する支援がより必要になるとは思いますけども、このあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

はい、本当にこの春の行事もかなりいつもと同じように進んでまいりまして、私にも出席の依頼がいくつか来ておる状況でございます。地元等で話をしておりますと、やっぱりこの3年間の空白というのは非常に大きくて、3年前に何をどうやってやっておったかというところがわからないような状況の行事もあるやに聞いております。そういった中でございますので、なかなかすぐに元通りのものになるかどうかわかりませんし、元通りにやるよりは少し工夫をしながらやることも必要かもしれませんので、そういった新しい取り組みをしながら、今までの行事を伝えていただきたいというところもあろうかと思っております。

来年度の予算の中でございますけども、今年予算の中でコロナの関連で、夏場の花火でありますとか、そういったところの事業がなかなかできない状況の中で、少しでもコロナの対策をしながら行事をやっていただきたいという思いの中で事業の補助金というものを、今年組ませてい

いただきました。この補助の事業につきましては、来年度においてもまだ完璧に戻ったわけではございませんので、少し応援をしなければならないのかなというところで、予算の中で今までございました、町おこしの推進補助金というのがあったわけですけれども、こちらの補助金の中に、地域活力の再生事業ということで、今まで少し衰退しておった各地域の事業を応援できるような、助成の制度を計画しております。いつまでもというわけにはいかないかもしれませんが特にこの3年開けた初のお行事が今年各地で行うと思いますので、そういったところで活用いただければというところで行政としても後押しをしたいということでそういう予算措置をしておりますので、活用の方もまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、どうもありがとうございました。これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長

4番 三戸勝徳君の質問を終わります。

次に、5番 田口守也君。

(5番 田口守也君)

5 番

今朝、水戸野のさくらがだいふ膨らみかけたというお話をお伺いしました。このところの暖かい日が続いておりますので、桜の開花が早まりそうな気配がいたします。待ち遠しい限りであります。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、私は、新たな資源回収の方法についてのご質問をさせていただきます。近年の資源回収は、生徒と保護者で行える地区と、地域の方々の協力を得なければ厳しい状況の地区があると聞いております。回数は年2回と少ないことや、ダンボールなどの置き場所がなく、回収を受け入れている店舗などに持っていくなど、地域によって違いがありますが、大変苦勞をされているようであります。また、置き場所にも困り、さらに車で持っていくことも困難な方が増えまして、地域に回収場所を作ってほしいと言った声も聞こえます。そこで、まず、町内の資源回収は今どんな状況にあるのか、また、PTAの資源回収の現状についてお伺いをいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 三ツ石克明君)

建設環境課長

はい、それでは5番田口議員からご質問のありました、町内のPTA資源回収の現状について

答弁いたします。町内の小中学校PTAでは、教職員の方にもご協力いただき、学校の校庭などを収集場所として、年2回の資源回収が実施されています。以前と比較してみますと、少子化によって、PTA会員数が減少しています。今まではPTA会員だけで資源回収が実施されてきましたが、年々、児童生徒が少ない、または、いない自治会が増え、資源の回収や収集場所への運搬を地域の方に協力いただいているところもあります。今まで町では、PTAが実施する資源回収に対して、リサイクル活動助成金を交付しています。コロナ禍で思い通りにできなかった年度もございますが、今年度令和4年度の助成額は全体で約126万円、回収量は約156トンとなっています。この助成金は、PTA活動を行う大切な収益として各学校で利用されています。PTAによる資源回収を今すぐ変更することは難しいですが、地域の現状を見ながら、学校、PTAと相談し、見直しも必要と考えています。以上が町内のPTA資源回収の現状となります。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 田口守也君)

5 番

はい、ありがとうございました。リサイクル活動助成金というのは、PTA活動を行う大切な収益として利用されているってことは理解しております。年2回だけの資源回収ということで、各家庭で溜まる量は半端な量ではないと思われれます。そこで次の質問に移ります。

徳島県の上勝町では、2003年に自治体として日本で初めてゼロウェイスト宣言を行ったそうであります。ゼロウェイストとは無駄、浪費、ゴミをなくすという意味で出てきた廃棄物をどう処理するかではなく、そもそも生み出さないようにしようという考え方です。ゼロウェイストが注目されている背景には、ゴミ問題の深刻化が挙げられ、世界中で毎日のように発生しているゴミの量は、1年間で約21億1,000万トン、1人当たりでは年間約328キロものゴミを出しているということになるそうであります。日本でもおよそ22年で、全国の埋立地が満杯になり、埋め立てできなくなると環境省が発表しており、状況は深刻であります。上勝町のゼロウェイスト宣言の取り組みは、ゴミ自体を出さない社会を目指し、ゴミ収集を行わず生ゴミなどはコンポストを利用し、各家庭でたい肥化、ビンや缶、ダンボールなどの様々な資源を住民各自がゴミステーションに持ち寄って、45種類以上に分類されています。ゼロウェイスト宣言をしてから17年が経過した現在、リサイクル率80%を超えていると聞きますが、こうした日本のゴミ処理のあり方を変えるためのゼロウェイスト運動の取り組みをどう思われるかお伺いをいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 三ツ石克明君)

建設環境課長

それでは、ゼロウェイスト運動の取り組みについて答弁いたします。徳島県上勝町につきまし

ては、昨年10月に環境係職員2名が視察を行っております。視察では、ゴミステーションがある上勝町ゼロウェイストセンターにて、45種類の分別体験や運営の方法などの説明をいただきました。これによりまして、現在白川町では13品目に分別しているものを、さらに分別できないかを検討しているところでございます。まず、白川町のゴミの収集の現状ですが、令和3年度の数値で、1年間のゴミの収集量は約1,750トン、町民1人当たりに換算しますと、年間約200キロのゴミを出していることとなります。このうち、約4%を、町の行う資源回収で、約11%をPTA活動による資源回収で約15%を再資源化しています。ゴミの収集の方法や、種類に違いがあるため単純な比較ではありませんが、上勝町のリサイクル率80%と比較すると非常に低い再資源化率となっております。先ほど議員がおっしゃられましたゼロウェイストとは、そもそもゴミを出さないといった考え方です。ゼロウェイストに今の時点で取り組むかにはお答えはできませんが、白川町としては、まずは町民の方にはゴミを出さないという意識を高めていただくことが必要だと考えています。一層の啓発に取り組みつつ、ゴミを資源化するための分別や収集の方法などについて、さらに具体的な検討を進めてまいります。

以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 田口守也君)

5 番

はい、私もゴミを出さないという意識を高め、またゴミの資源化が必要だと思いますが、上勝町はですね、大部分が標高700メートル以上の山地に覆われ、急な斜面に、棚田や、畑の風景を残す人口約1,500人の町で、町の利を活かした取り組みだと想像できますが、広い白川町ではゼロウェイスト宣言は少し無理があるかもしれませんが、水源の里である白川町にとって環境問題への取り組みは必須であると考えます。例えば美濃白川ライオンズクラブでは、各支所にケースを置いて、ペットボトルのキャップの回収、使用済み切手、使用されなくなった眼鏡、サングラスなどを集める活動をしております。ワクチン交換や、そして、眼鏡サングラスなどは海外の必要とされている所へ送られています。自治会、地域、クラブ、サークルなどの協力を得ながら、限られた資源を有効に活用するような取り組みを広めていかななくてはならないと思います。ダンボールはかさばって置く所がなくて困る。雑誌、新聞紙、スチール缶、アルミ缶、ビン等々の保管する所があれば大変ありがたいというような声を聞いております。そうすれば、PTAによる資源回収も集める手間が省けて、少人数でも活動が継続できるのではないかと思います。また、町内の資源ゴミの回収が都市部と違って少なく、年数回しか回収されない資源ゴミもあります。そこで、地域に常設の回収場所を設置するお考えはないかお伺いをいたします。

議 長

ここで、13時まで休憩をします。

(午後0時00分)

議 長

再開します。

(午後1時00分)

議長

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 三ツ石克明君。)

建設環境課長

それでは、地域に常設の回収場所を設置する考えについて、答弁をいたします。まず、可茂管内市町村の状況でございますけれども、全ての市町村に常設の回収場所がございます。設置と運営に関しましては、大きくまとめますと2つのケースがございます。1つ目が、スーパーなどの店舗や資源回収事業者による常設場所の設置運営、2つ目が、町や地域で常設場所を設置、NPOや地域団体などが運営となります。白川町では河岐や三川地区などの一部店舗でダンボールや雑誌類の回収がされていますが、他の地域に無いということは承知をしております。議員のご質問はPTAの資源回収と町の資源回収を合わせた常設の回収場所の設置と解釈をしております。現在のところ、町で常設の回収の場所を設置することは考えていません。地域での設置運営に関しまして、協力、合意形成が図られる所がありましたら、モデル地区として取り組むことを検討したいと考えております。以上でございます。

議長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 田口守也君)

5番

はい、再質問ではありませんが、今お答えいただきましたが、モデル地区として取り組むことは検討したいというお答えをいただきました。地域は今ゴミ問題、本当に深刻でありまして、特に、佐見地域は子ども達の減少によりまして自治会の皆さんの協力がより必要とされておるわけでございますが、そこで地域の空き倉庫、また、空き校舎などの利用も有りかなということは思いますが、上勝町は町内唯一のゴミ集積場ゼロウェイストセンターに家庭ゴミを町民それぞれが持ち込む仕組みだそうではありますが、ゴミは分別してその都度持っていくことにより、長く家にあった資源ゴミが片づき、掃除の手間が減ります。野焼きやポイ捨ての防止に役立ち、リサイクルするモチベーションが上がるわけでございます。町民の皆さんの協力が必要であります。なるべく多種類に分別、集積して限りある資源を有効に使用し、自然環境に配慮したSDGsの思いをみんなで共有していかななくてはならないと思います。お答えにありましたように、是非ともですね、モデル地区としてご検討いただきますようお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長

答弁は要らないわけですね。

5番 田口守也君の質問を終わります。

次に、6番 佐伯好典君。

(6番 佐伯好典君)

6 番

それでは私からの一般質問をさせていただきます。

まず1つ目です。令和2年度には白川小学校と白川北小学校が、令和4年度には佐見中学校と白川中学校の統合がなされ、少子化の中での学校再編は避けては通れない課題であると認識するとともに、コロナ禍における教育活動と再編の同時進行は大変なご苦労があったかと思われま、引き続き、白川町の子ども達にとって、最善と思われる教育環境の構築へ地域の理解を得ながら尽力していただきたいと思います。さて、教育長が教育運営基本方針の中で述べられたように、今年の1月、統合し9ヶ月が過ぎた白川中学校の生徒に向けアンケートが行われました。このアンケートにより、統合後、子ども達がどのような思いを抱いているか知ることができるとともに、これから統合を控えた生徒、そして保護者をはじめ地域の方々にとっても、その結果と、それに対する教育委員会の対応はとても気になるところではないかと思えます。得られた結果に対し、ただ、こうだったで終わることなく、そのアンケート結果からどのような気づきがあり、そして、浮かび上がった課題に対しどのような対策を講じ、これから先の学校統合に向け活かしていくのか、質問をします。アンケートから得られた気づきと、その中で課題があればお願いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君。)

教育長

6番佐伯議員のご質問にお答えします。学校統合によって多くの教育的効果が生まれますが、いくつかの教育的課題が生じることも予想されます。これは存続する場合も同様です。従って、学校統合の準備段階においては予想される効果を最大にすると共に、課題については最小となるように計画します。また、統合によって新しい学校が動き出したとしても、児童生徒やその保護者、そして教職員が統合による新しい環境に適応していく過程でいろいろな問題が発生しますから、その解決を図りながら学校運営を軌道に乗せていく必要があります。よって、私は真に統合が完了したと言えるのは少なくとも1年後の3月31日であると考え、安定した学校生活への取組を緩めないよう学校職員や教育委員会事務局職員に指導してきました。昨年6月の白川町青少年健全育成大会の少年の主張の場で、白川中学校の生徒が統合前後の胸の内を語っていました。おそらく他の多くの生徒も新しい中学校生活に不安を抱えながらスタートし、たくさんの体験を通していろいろな感情や考えを抱き、そして仲間とともに成長してきたと思います。そこで、このたび統合から約9カ月経過した今年1月に現白川中学校生徒に対してアンケートを実施しました。その目的は、統合前後において教育委員会や学校が取り組んできたことに対して、新たな中学校生活を過ごしている生徒の視点からどのように考えているのか、その傾向を把握すると共に今後の私たちの取組の参考とするものです。それでは質問1についてお答えします。議員の気づ

きとは、今回のアンケート結果から言える特徴的なことと解釈してお答えします。まず、統合により生徒数が増えることによる効果を予想し、いくつか選択肢を設けて調査しました。その結果、統合して同級生の友だちが増えた、異年齢の友だちが増えた、いろんな先生と接することができるようになった、いろんな考え方や感じ方があることが分かったと答えている生徒が多く、人間関係の広がりが見られます。また、統合して学校行事が活発になったと思っている生徒はどの学年、どの地区にも多く見られました。このように集団での活動については、その母体が大きくなることによって盛り上がりを感じられたものと考えます。さらに、部活動やクラブ活動が充実したと答えている生徒も多く、時に佐見地区の生徒に多くあります。一方、授業でいろんな意見が出て活発になったと答えている生徒は白川・白川北・蘇原地区の生徒に多いのが特徴です。小規模校の佐見中はもちろん、人数の多い白中にとっても、双方にいい影響が出たと思います。地域とのつながりに関する質問では、校区が広がり自分の住んでいる地域以外の様子が分かったとか、自分の住んでいる地域以外へ遊びに行ったという生徒も多くいます。これらは新しい白川中学校が校区の教育資源を活用した授業を仕組んできた成果と考えます。制服の質問は、もしかしたら佐見中から白川中に移った2、3年生の女子に多いのではと予想してこの選択肢を作りました。しかし、結果は地区も学年も男女も散らばっていて予想を裏付けるものにはなりません。選択肢の文も適切でなかったかもしれません。この質問は生徒にとっては統合とは関係が少ないようですが、なぜこれを選択したのか、機会をとらえて追跡していきたいと思います。

課題としては統合による通学の負担があります。このことについては事前に予想し、佐見からのスクールバス通学に関して、佐見有本発と佐見稲田発の2ルートで輸送するように計画しました。これによって乗車時間は45分以内に収まるようにしました。しかし、アンケート結果では、スクールバス通学に疲れると思っている生徒の方が疲れなくなったという生徒を上回っていることが分かりました。以上、答弁とします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。6番。

(6番 佐伯好典君)

6 番

はい、アンケート結果から得られた気づきと課題いただきました。気づきについてはやはり、あの人数が増えることによっていろいろな交流関係が広がったりですね、あの部活の充実もそうでしょうし、今まで友達がいなかった地域にも友達ができ、その地域を知ることができる。これはやっぱり今後の統合もそうですし、白川町の文化を子ども達に広く伝えるために、非常にいいことかなと思います。一方で、やはり課題というところで通学の負担、これは本当に当初からそういったことが考えられまして、その対応として、2便に分ける等対策をとられてきたと思われるんですが、一方僕なりに、統合についてのアンケートを見た中で、授業でいろんな意見が出て活発になったという生徒は確かに多いんですけども、一方で、逆に統合しても良くなかったと思うことというところで、授業があまり活発にならなかった。この正反対の意見なんですけど

も、これが特に佐見の生徒から地区ごともあるんですが、佐見の生徒は人数が少ないんですけれども、そのうちの4名約30.8%、3分の1ぐらいの生徒が統合しても活発にならなかったという答えを出している。僕としては、通学の負担というのは元々想像されていましたが、なかなかそれって物理的な問題ですので、その対策は難しい。ただ、やはり統合した後の、そのソフト面ですよ、その環境であったり事業の内容であったり、ここってというのはやはり最大限良くならなければいけないところではないかと思ひ、僕は最初の質問でこの部分が課題の1つで出てくるかなと思ひて質問させていただいたんですけれども、今課題にならなかったのこの点については課題として認識されるかどうかというのを伺いたいと思ひます。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君。)

教育長

ありがとうございます。今の点については、ある会議の場で話題になり、少し白川中学校の先生に意見を聞いております。佐見中学校の生徒は30%とありますが18人中4人ということですね。白中はもうちょっと多いので、またそのパーセントの重みが違ってきますけども、統合する前の佐見中学校の子の様子について現在の白中の先生に聞くと、やはり少ないところだと、手を挙げて発言するとか、質問する必要もあまりなくて、割と自由に意見や質問が出せるという少人数の良さがあったのではないかと、一方、白川中学校で大勢になって、35人に近いような状態になってくると、やはり発言するにも、質問するにもある程度ルールが必要になってきますので、佐見中学校の時のように本当に思ったことをさっと出せるかということが難しかったんじゃないかなということをおもひます。合わせてその時にも出ましたが、コロナウイルスの対応ということで、あまり近づいて話したり、活動したりすることは、ちょっと控えましょうというのをずっと通していますので、人数が多くなってくると、どうしてもそういうことは多い。一方、人数が少なければ、本当にそういう点はコロナに気をつけながらと言ひながらもやっぱりやりやすいわけですよ。その点が一番大きかったのではないかなと考へておひますが、確かに少人数だと、物が言いやすいついていうのは本当に少人数の良さですので、大事にしながらも、また今後のちょっと人数が増えたところの授業のやり方も改善していくということですけど、そのように考へておひまして、先ほど特に課題というふうにはしませんでした。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。6番。

(6番 佐伯好典君)

6 番

はい、次の質問にいきます。今のご答弁の中にも含まれてしまったんですけれども、今課題として、一つは通学への負担、そしてもう一つ、一応僕から出させていただいた、授業があまり活発にならなかった、少人数の良さがあった、というところで2つの課題があるのかなと思ひるので

すけれども、その課題についての対策を伺えればと思います。先ほど授業があまり活発にならなかったというところで、もう対策については少し述べられたと思いますけれども、やはり今後統合してくる学校に対しては、やはり当然大きな学校に小さな人数が入ることが、可能性として高いので、やはりその場合、僕も子どもを持つ親として、先ほども言いましたけど、物理的なものはなかなか解決が難しいんですね。道路がすぐ太くなるわけでもないですし、バスがすごくスピードが上がるわけでもないで、そこについてはもうしょうがないと割り切れるものの、やはりその内容については、やはり自分たちの子どもが少人数であってそこが大きな学校へ行ったから、その結果、あまり授業が活発にならなかった、授業に何か不満があるということになると、すごくその統合について、子どもの学習っていうのが一番大事であると思いますので、先ほど少し述べてはいただいているんですけども、その部分についての対策をすいませんもう一度お伺いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴村雅史君。)

教育長

それではまずスクールバスの件を先にお話してその後授業についてお話をします。スクールバスについて、スクールバス通学に疲れると答えた生徒を学年別地区別に調べると、佐見地区だけでなく、他の地域にもいることがわかりました。つまり、統合に関わらず、遠距離長時間通学の負担があるようです。白川町では限られた台数のスクールバスを有効に使っていますので、これ以上時間を短縮することは困難です。今後はスクールバス到着後、生徒が軽く運動するなどの方法で体をリセットして授業に入るといった工夫も必要と考えています。また、朝は早く、帰りは遅いということも疲れる理由の一つだと思います。白川中学校区ではスクールバスを小中学校で兼用しているため、どうしても中学生は出発時刻が早くなります。これが将来、施設一体型の小・中学校ができるとなれば、児童生徒と一緒に、小・中学生と一緒にバスに乗って登校してくる形になりますので、若干出発時刻も遅くなり改善ができるというふうに見込んでいます。もう1点事業については、今進めていることは、主体的対話的で深い学びというような、ちょっとスローガンのようなふうに思われるかもしれませんが、子どもが自ら進んで主体的に課題を見つけて取り組んでいく、その過程で対話をする。対話的に、対話を大事にしていく、それによって最終的に学びが深まるようにするというので、工夫をしております。特に対話ということは、重要視していきたいところですが、これは新学習指導要領にもうたわれてきました。しかし、ここにきて対話の難しさというものもあって、本当に制限をかけながら進めていく。しかし白川中学校は若干人数が多いので、制限もきつくなりますけども、小さな学校だとそれがやりやすく本当に自分の考えを出す。相手の考えを聞く。そこでまた新しい考えを作っていくという対話的な学びということで、具体的にはペアとかグループとか、あるいは自由に相手を変えて、意見を出し合う、そういったような形態はこれまでも大事にしてきましたけども、コロナのこともだいぶ

落ち着いてくれば、またやっていけるのではないかなというふうに考えています。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。6番。

(6番 佐伯好典君)

6 番

はい、ありがとうございます授業の内容についてもということで、次の質問にちょっと関連しますので次に行きますけれども、やはりそういった子ども達がどういうことに対してあまり良くなかったと思っているかっていうのは、やはり子ども達に直接聞くのがいいのかなと思います。特に統合して最初の年度ですから、本当にそこがこれからの日常になる前の初めての環境の変化があった子ども達の意見というのはとても重要でそれをもう一度しっかりと子ども達の意見として汲み上げるために必要だと思うので、この次の質問に行くんですけども、今回このようなアンケートは、統合の子ども達のことを知るができるほか、統合に関して、教育委員会や学校の努力や工夫がどのように発揮されているか知ることができる有意義な取り組みだと思います。今後定期的に行う予定があるかお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君。)

教育長

定期的ということではなく、適宜行っていくというふうにお答えをお願いします。今回、中学校の2、3年生は途中からの統合になりましたので、大変ストレスも大きかったというふうに思っております。今後もこういうことがあれば、同じようになると思います。1年生は中学校進学ですので、みんな小学校から中学校へ進学するわけですが、佐見小学校にとっては佐見中ではなく今年から新しい白川中ということで若干違うと思います。したがって、令和5年度にももう一度同じような時期にやってみる必要はある。そして2年間の比較をしてみることは参考になるというふうに考えていますが、それ以降はこのアンケートは必要ないというふうに、このアンケートについてですね、この具体的な、逆に全く別のアンケートを実施した方がいいなということもあるかもしれませんが、その際、アンケートの目的と方法をきちんと整理して実施する必要があります。そのような意味で、適宜実施するというふうにお答えをします。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。6番。

(6番 佐伯好典君)

6 番

アンケートについて適宜に行くと、最初の答弁で教育長述べられたように、1年後が本当の結果が出るということでしたので、そういった期間、何かしら今後の目的があれば適宜行っていたきたいと思います。その後のアンケートについてはその目的等々を考えた上で、また違った形

でやるというふうに今お答えいただいたんですけれども、それにちょっと関するので、次の質問に行きます。

今回のアンケートは子ども達に向けたものですが、少なからず子ども達を送り出す保護者も無関係ではありません。学校では変わったように見えなくても、家庭での変化があったり、保護者に対しても何らかの影響がある可能性もあります。生徒と同時に、保護者や家庭に向けたアンケートを行う予定があるかお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君。)

教育長

お答えします。現時点では保護者や家庭に向けたアンケートは、計画はしていません。議員がおっしゃる通り保護者にも影響はあるものと捉えております。統合前に佐見中、白川中の生徒はもちろん、その保護者にも、そしてさらに小学校の児童やその保護者にも説明に行きまして懇談もしてきました。しかし、統合して1年経ちますけども、統合前には予想できなかったことがいろいろ起きることはありますので、教育委員会では言いますと、保護者から教育委員会に数件の相談は、現実にはありました。その多くが今回の統合に関しては帰りのバスのことです。ちょっとしたトラブルですのでこれに対しては教育委員会と学校とでしっかり解決策を見出して、保護者の方にそれを伝えて、その都度その理解と協力を願うような形で対処していきまして、これについてはずいぶん減りました。だいぶ定着してきたというふうに私どもは考えております。学校では年1回の学校評価アンケートを実施していきましてその中に統合に関する声も出ています。それから学校運営協議会でも統合に関することは話題になっています。このようにその意見を収集する機会は、こういったアンケートじゃなく、違う場でもあの設けておりますので、いろいろ統合があるなしに関わらず子どものことで困った、影響を受けている保護者のご意見はまずは学校に相談してもらうのが一番いいというふうに私はまず思っております。ですから教育委員会が保護者に対してアンケートを仮に実施するとしても、その目的と方法を明確にして行う必要があります、そういう意味で現時点ではその計画はないということです。今後の学校再編については、今定例会の冒頭の教育方針説明で述べた通り、保護者説明会等を実施していき、そういう場で意見を吸収していきたいなということを考えております。よろしくお願ひします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。なし。では、次へお願ひします。

(6番 佐伯好典君)

6 番

はい、すいません最後にアンケートですけれども、他にいろいろと意見を集めることができるということで、やはり今後統合を控えた保護者と生徒もそうなんですけれども地域の方もやはり不安なんです。実際統合された所の本当の声というか、そういうものを求めていると思います。

しっかりと統合後の意見をまとめている所があるということですので、ぜひ今後の統合を進める時には、そういったところに集まった意見をしっかりと把握して公表することによって地域の方々の理解を得ながら、統合を進めていっていただきたいと思います。では、次の質問に行きます。

町長の提案説明でもあったように、白川茶は8つあった生産組合のうち2つが解散し、非常に危機的な状況と言わざるを得ません、これまでも茶商の方々をはじめ、行政でも特産品である白川茶を守るためさまざまな努力や施策を講じていますが、なかなかこの状況を打破するには至っていません。今年度予算をみると、茶販路開拓支援事業や販売促進支援事業、商品開発事業支援、そして、生産組合への経営安定化支援事業など、課題としている生産組合の体制整備や販路拡大についての対策は大いに期待するものでありますが、一方で、個人管理の茶園の維持や農地の荒廃防止、白川茶の生産から販売までの再構築を図る部分においては予算額も少なくどのように対策を講じていくのか疑問を感じます。町長の提案説明にもあった、個人の茶園の維持、荒廃防止、生産から販売までの再構築について、町長の考えをお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町長

(町長 佐伯正貴君。)

町 長

茶業の振興でございますけれども、ご指摘の通り、今まで政策をたくさんやってまいりましたが、なかなか効果が出ない状況でございます。茶生産組合の経営も厳しい状況が続く中で今後も存続していただくためには、令和5年度、今年度に引き続きまして経営安定化支援事業補助金を予算化して対応を図る計画としております。個人管理の茶園でございますけれども、お担い手不足と価格低迷により厳しい状況となっておりますが、受け入れる組合がなくなることをきっかけに止められる農家があるのではないかと危惧をしております。今後も引き続き運営される組合を応援し、加工の体制を存続いただければと思います。とは言うものの、担い手不足の問題は、現在間で対応はできておりませんので課題はまだまだあるのが現状です。販売の促進では、副業人材の活用や新商品などの開発経費を支援していくための措置をしております。予算額が少ないというご指摘をいただきましたけれども、生産から販売までの再構築では、茶生産組合などの生産者と茶商が一体となりまして、特に生産する部分の対策について、令和5年度中に具体的な方向をつけたいと考えておりますので、来年度予算には今のところ目立ったものはございませんが、令和6年度以降、その検討した内容によっては相当な費用がかかることになるかもしれません。県機関などとの調整も必要なるかもしれませんので、早い時期にその結論を出せればと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 佐伯好典君)

6 番

はい、今ご答弁いただいて、確かに特効薬みたいなものはないと思いますし、すぐさまという形では解決に至りません。やはり次の世代を育てるとかですね、次の世代がお茶をやりたいと思う環境を作っていくっていうのはそうそう簡単にできることではないと思います。今年度、その予算額を見ると心もとないというか下の方にあった部分は弱いのかもしれませんけれども、しっかりと茶商の方々と、今年度、対策を得られるということで、是非ですね、僕もお茶に関しては本当に微力ながら少しでも関わらせていただいておりますので、白川町全体の町民を含めてですね、特産品ですので、白川町に関わってる方、また、関わってなくても、白川町民であれば白川町に対しての意識を喚起するような対策をですね、今年度、茶商の方々とそれ以外の方々も含めて話し合っていて今、町長の話にあった令和6年度本格的に動いて大きな予算が投じられてですね白川茶より一層、何とか復活できるというか、さらなる良い特産品になるということを期待して質問を終わりたいと思います。

議 長

答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

ありがとうございます。質問にもございました個人管理の茶園でございますけれども、個人管理の茶園については、本当に農業経営をされながらの茶園を管理している個人の方もありますし、組合に委託される茶園を持ってみえる個人の方、それから本当にお茶をやれないけれども荒らすわけにはいかないので現状維持的なことだけでなんとかやってみる方もみんなかと思えます。そういった方々の茶園をどう維持していくかっていうのが非常に難しくなりますけれども、先日ちょうど手もみ茶のマイスターを取られました、大岩さんが報告にみえまして、茶園の現状もお聞きしましたところ、よそのお茶も同様に特に葛牧は茶園としての景観が大変素晴らしい所でございますので、そういったところで一緒になって茶園の整備、維持をしておるといってお話もお聞きしました。それもいつまで続けられるかわからないところでありますので伸び放題の茶園になってしまう状況にあるところも、これから出てこようかなとは思いますが。そういった様々なパターンの茶園のこともありますし、個人の農家さんもありますので、そういった方々とこれからそれぞれの組合、また茶商さんが持ってみえる機械もこれから老朽化が進んできて、さあどうしようという気がいつか来るような気がいたします。そういったところも考えながら一緒になってどうするかを考えながら、整備をされたお茶は最低残すような方向で進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問。

(6番 佐伯好典君)

6 番

はい、ありがとうございます。本来僕も個人茶園の維持ということに関しては、本当にどうし

ていっかっというのは悩ましい課題で、なかなか難しすぎる面もあるので、避けましたけれども今町長から本当に心強いお言葉をいただきましたので、本当にそういったところも含め、来年度予算に盛り込み、できれば今年度からいろいろ議論してやっていただきたいと思います質問を終わります。

議 長

6番 佐伯好典君の質問を終わります。

次に、3番 伊佐治優君。

(3番 伊佐治優君)

3 番

それでは、議長に許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。住宅整備についてですが、佐伯町長には、町長として初めて編成された令和5年度予算ですが、様々な事業を組み合わせて、地域の活力を失わせない努力を感じたところです。さて、本町の少子高齢化は止まることがなく、残念な現実ですが白川町の人口が7,000人を下回る時期もそう遠くはないと思われます。町長の提案説明にもありますが、移住の促進が人口減少対策として大きな比重を占めてくると考えられます。又、町外への転出に歯止めをかけるべく町全体で向き合う事が必要と考えられます。さて、移住の促進には移住される方の仕事と住宅、大きく2つの要因があると思います。仕事については、農業、林業など町内の基幹産業を中心として紹介できますが、住宅は今以上に空き家の活用が大切だと思います。そんな住宅環境で令和4年度に実施した空き家調査では、前回平成25年度の調査より100戸程の空き家が増えています。空き家の増加に伴って移住者に紹介できる住宅が増えるよう白川町移住交流サポートセンターで住宅の持ち主に空き家バンクへの登録を働きかけておりますが、空き家の持ち主から良い返事がもらえず移住希望者に紹介できる優良物件が増えない状態が続いていると聞いています。農林水産省では、2050年までに耕地面積に占める有機農業の比率を25%に引き上げる目標を掲げる中、白川町における有機農業の割合は6.9%と全国平均0.5%を大きく上回り、先日の中日新聞日曜版の有機給食の特集ではないですが、白川町は有機農業の里として注目を集めております。こうした状況もあって近年、有機農業を志しての移住相談が増えてきているそうですが、現状では空き家の利用には、かなりの改修費が必要であり満足できる状態ではないので、新規住宅建設を進めないと移住相談もできない状況と聞いています。質問でございますが、こうした状況ですが、白川町移住交流サポートセンターの空き家物件の確保状況と移住相談の状況、できれば地区別に教えて下さい。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

企画課長

はい、それでは、3番伊佐治議員の質問にお答えします。本町の移住施策、空き家対策が本格的に始動したのは、平成26年5月、日本創成会議が発表した消滅可能性都市に、岐阜県で本町

がワーストワンになったことがきっかけであります。町ではこれまで、地域おこし協力隊の都市部若者の人材登用をはじめ、移住相談、空き家相談の窓口として一般社団法人・白川町移住交流サポートセンターを設立し、移住希望者の支援と空き家の活用を進めてきたところです。サポートセンターを通じて移住された方は、法人設立の平成30年から数え5年間で累計70世帯、120人を超える予定となり、中学生以下の子どもの移住者も15名を超え、移住促進と空き家解消の両面において、サポートセンターの役割は大きいものがあったと思います。ご質問のサポートセンターが管理する空き家バンクの物件の状況と、移住相談の状況についてですが、空き家を売りたい、貸したいとして空き家バンクに登録されている空き家は、3月1日現在、町全体で31棟となっています。内訳は、白川地区7棟、白川北地区7棟、蘇原地区5棟、黒川地区10棟、佐見地区2棟です。議員も質問で触れておられるとおり、移住者の方が気に入られるような条件のよい優良物件の登録は、なかなか思うように進んでいないというのが現状です。

次に移住相談の状況ですが、空き家バンクの物件を買いたい、借りたいとする移住希望者の利用登録の件数は、3月1日現在で51件となっています。サポートセンターでは、空き家など現地案内を行ったり、オンラインでの移住相談など、今年度は延べ150件程の相談があるとの報告を受けております。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

3 番

次の質問にいきます。

今の住宅建設ですが、東濃ヒノキ建築協同組合が以前、災害住宅として計画し、現在クオーレの里にあるような建築物件を参考としまして、格安住宅を建設し入居者にDIY方式で整備できる戸建ての住宅を新たに建設してはどうかと考えます。また、定住促進にも繋がるように、その住宅に一定期間移住すれば格安に払い下げてもらえる制度を検討してはと思いますがどうでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

企画課長

はい、現在町では住宅施策として町営住宅の管理運営の他にIターン者を含む町民への新築に対する助成や、Iターン、新婚世帯、子育て世帯に対する空き家等の中古住宅の購入や改修並びに家賃補助等を行っております。ご指摘がありました空き家バンクの登録が進まない、ということからサポートセンターではセンター自らが空き家を借上げ、住める状態に改修をし、借り入れを希望する方に貸すとしたサブリース事業も今年度から始まった模様です。やはり、それでも移住希望者等へ直ぐに住める住宅を紹介するには十分ではない状況であると思います。空き家の有

効活用も引き続き進めて参りますが、近年、単身用の町営住宅を希望する方が増えており、紹介できる物件が少なく、町営住宅の充実も課題となっております。かねてからの課題である教職員住宅の有効活用や、民間の住宅整備への支援など、様々な視点から住環境整備の方法について検討を進めたいと考えているところです。さて、ご提案いただきました、一定期間居住すれば譲渡できる定住促進住宅、譲渡型賃貸住宅とも申しますが、この支援制度について、全国的に成功事例も多いことから、以前から調査研究を進めており、令和2年には、関係職員で先進地である長野県麻績村（おみむら）の視察も行って参りますが、適地の確保、運営主体をどうするか、白川町という都市部からの距離感であるとか、地形を考慮した条件設定など、さらに研究しなければならない課題は少なくありませんが、前向きに仕組みづくりの検討を進めたいと考えています。既に取り組みを行っている他町村の状況も参考にしながら、移住希望者の取りこぼしを少なくすること、そして受け入れる地域のご理解とご協力をいただけるよう、定住促進住宅の制度について研究を進め、引き続き、サポートセンターと連携し、移住・定住施策を推進して参ります。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

（3番 伊佐治優君）

3 番

ありがとうございました。空き家の有効活用と住宅の整備を検討されているということですが、住宅の建設用地としての質問になってしまうかもしれませんが、町有地の活用でございしますが、今現在あります、町の持つみえる土地の中で、遊休といいますか、利用されていない所もございまして、そこでの住宅整備について検討願えないかなというふうに思います。先日、新聞にもございましたけども、富加町が町有地を住宅地として分譲しており、それも結構好評であるというような記事がございましたけども、建設も含めましてですね、白川町の町有地の活用の一環としてそういうことも検討できないかとそんなことをちょっと思います。ちなみにという話でございますけども、野原地内でございますけど、線路沿いに確か町有地がございましたが、約2,500平米、2反5畝ほどの元農地でございますけど、そんな所がございまして。以前に行いました農園付きコテージじゃないですけども、元々は農地でございますので、その辺も活用できないかなという、ちょっと思いがございしますが、そんなことで、先ほど言いましたように建築組合さん住宅ではございませんが、そう整備することが町有地でもあればいいのかなと思っておりますがその点はどうでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

（総務課長 藤井充宏君）

総務課長

町有地という観点で総務課の私の方から答弁させていただきます。まず野原の伊佐治議員おつ

しゃった土地については、私が思っている所は消防詰所の用地として今事業を進めているところではないかなというふうに解釈しております。それ以外の町有地ですけれども、且つて教員住宅であった所とか建物を取り壊して更地になっている所が何ヶ所か町内にはございますので、そういった所であれば、既に水道とかも、水道管が行っておるということもありますし、活用はできるかなと思いますので、そういったものに転用することができる土地があれば、前向きに検討していきたいと思います。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

3 番

野原は、ちょっとまた検討していただくということでございますけど、増田の入口の所でございますけども、敷地はもうありますので先ほど言ったようなことで、格安の住宅ですね、簡単に言うと館だけでもいいと思いますけど、そういうのを整備していけたらなとは思いますが、その点についても、関係者といいますと建築組合さんとか、あとサポートセンターも当然ございますが、その辺とよく協議をしながら進めていっていただけるといいのかなとそんなことを思います。それと、今後ですね、上麻生防災の工事が始まると思いますけども、その中でもかなりの量の残土というか土砂が発生してまいります。できれば、そんなものを使いながら、町有地になるのか、土地を求めないかという部分はございますけども、いわゆる宅地の整備を行っていただいて住宅地として活用できないかなというそんなことを思います。言い方がいいか悪いかわかりませんが、例えば、これ全く手前みその話になるかもしれないんですけど、三川のゲンキーの上流側とか、三川の消防詰所、新しく作りましたが、あそこの裏とかですね割と土地的には空いてございますが、その辺にですね本来なら先ほど8番議員さんのお話にある、社会福祉協議会での住宅云々という話も出ておりましたが、土地的には空いているのでその辺の活用も必要なあとちょっと思っております。たまたま三川の話をしていただきましたけど、町内各地でですね、多分そういう利用できる部分がたくさんあると思いますので、それを見据えてですね、町内の土地の利用計画というものを策定してはどうかとそんなことを思いますが、いわゆる先ほどの遊休農地云々ではないですけど、いろんな意味で白川の土地、使える所と使えない所が出てくると思いますが、宅地利用も含めまして全体の利用についてそんな計画を策定することも必要になってくるのではないかなと思いますが、その点、答えられれば、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

ありがとうございます一番初めに今井議員さんの町の町有地の関係のところにも関連はしてまいりますけれども、町内にいろんな土地ありまして処分できるものはいろいろ検討して処分をし

たりしておりますけれども、実際に住宅用地として、どなたかがお使いになるための提供はお金、こちらがかかるわけではないので、できないことはないかもしれませんが、その年に住宅を建てて何年か住まわれて譲渡するようなタイプにするなり、町住宅を建てるなりというところについては、費用もかかってまいります。ここから皆さんご存知のように大変お金のかかる時期を迎えておりまして、そちらの方のお金があるかどうかちょっとわかりませんが、住宅の関係につきましては今の移住交流だけではなく町営住宅の方のこともありますので、町営住宅の老朽化しているのがかなりあり、下金住宅の辺はなかなかもう建てることのできない場所でもあるので、土地はあっても使えない土地というものも実際にはあるわけですが、そういったところの全体の町で持っている町有地の関係は1回整理する必要があるかなとは思っております。特に、島の土地辺りは本当にどうするかをあまり長くないうちには決めていかないといけないのかなというところもありますし、住宅についてはそういったところかなと思います。できれば、町の方で費用をかけて建てずに民間が建ててくれる住宅が一番ベストなんですけれども、なかなかまだ民間もそこまで入ってみえる話はありませんし、先ほど説明申し上げましたように単身用が今少ない、要望の割に少ないということで世帯用は割と空はあっても単身用に入る所がないということもありますし、黒川の辺では家さえあればまだもっといっぱい入ってくれる人がたくさん居るという話は、何人かにお聞きをするので、そういうことも需要ではかなりあるかなと思いますが、ただ移住にお見えの方は、町営住宅のような新築したそういう建物ではなく、本当に古民家的なものを望まれる方もあるので一概にそのニーズが合うかどうかわかりませんが、実際にそういうニーズがあって建物があればそういった方が住まわれることができるということならば、考える必要もあるかと思っておりますので、まずはその町有地の関係の整理ですね、今ご提案いただいたように町有地の整理をさせていただいて、使える土地は使いながら住宅の整備も必要なところについてはしていく必要があるかと思っておりますが、多分早急にすぐにはできないかもしれませんが、土地の整備はすぐできると思っておりますので、まずそちらから進めていきたいなと思っておりますのでまた今後ともよろしく願いいたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

3 番

はい、ありがとうございます。特に土地については、利用計画を進めていっていただきたいと思っております。また、先ほどの少子高齢化ではないですけど、本当に白川町全体の問題として、今までも捉えてやってきておりますが、もう一度原点に立ち返ってという言い方は変ですが、やっていかないかなのかなというふうには思っております。そんなことで質問ではないですが、各々今言ったことを含めまして進めていただきたいとお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議 長

3 番伊佐治優君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。ここで、暫時休憩をいたします。 (午後 1 時 5 9 分)

議 長

再開します。 (午後 2 時 0 4 分)

◇日程第 3

議第 1 号 令和 5 年度白川町一般会計予算

議第 2 号 令和 5 年度白川町国民健康保険特別会計予算

議第 3 号 令和 5 年度白川町簡易水道特別会計予算

議第 4 号 令和 5 年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算

議第 5 号 令和 5 年度白川町介護保険特別会計予算

議第 6 号 令和 5 年度白川町後期高齢者医療特別会計予算

議 長

日程第 3 議第 1 号「令和 5 年度白川町一般会計予算」、議第 2 号「令和 5 年度白川町国民健康保険特別会計予算」、議第 3 号「令和 5 年度白川町簡易水道特別会計予算」、議第 4 号「令和 5 年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算」、議第 5 号「令和 5 年度白川町介護保険特別会計予算」、議第 6 号「令和 5 年度白川町後期高齢者医療特別会計予算」、以上 6 件を一括議題とします。

議 長

お諮りします。

本件については、議案の補足説明を省略し、直ちに予算決算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、予算決算審査常任委員会に付託することに決しました。

議 長

お諮りします。

白川町議会会議規則第 4 6 条第 1 項の規定により、委員会審査を 3 月 1 7 日までに終わるよう期限を付したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、審査期限は 3 月 1 7 日までとすることに決しました。

議 長

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

議 長

ただいま決定しましたとおり、本日はこれをもって延会とし、明日14日午前9時から17日までの予定で分館3階大会議室において予算決算審査常任委員会を開催します。

また、3月20日午後3時から本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。

ご苦労さまでした。

(午後2時06分 延会)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員